



令和6年度 千葉市立病院（青葉病院・海浜病院）

看護師修学資金貸与(令和7年卒対象)募集要項

～高い志と溢れる情熱を持ち、将来、千葉市立病院で働きたいと
看護師を目指して頑張っている方をサポートします～

この修学資金は、千葉県の修学資金や日本学生支援機構の奨学金等、
就職する病院を特定しないものと併用可能です

【募集人数】 30人程度

※予算の状況により、人数に変更が生じる可能性があります。

【申請可能な学年】

看護師養成施設に在籍し、当該養成施設の正規の修業年限における最終学年の1学年前年の学年の方を対象として
います。代表的な例として、申請時点で下表の学年の方が申請可能です。

※学年以外にも申請資格がありますので、裏面「1 申請資格」を必ずご確認ください。

学歴区分	学年
大学	3年生
大学院	1年生
短期大学	2年生
専門学校	2年生
高等学校専攻科	1年生

【貸与金額・貸与年数】

区分	貸与金額（月額）	貸与年数
看護師養成施設に在学する方	50,000円	1年
看護師養成施設のうち大学又は大学院 に在学し、*成績が特に優秀な方	100,000円	

※成績優秀者は、貸与候補者の選定時に、審査のうえ決定します。

【修学資金の返還】

千葉市看護職員採用試験を受験・合格し、看護師養成施設を卒業後、直ちに千葉市立病院において修学資金の貸与
を受けた期間に相当する期間、看護師として業務に従事した場合は返還が免除となります。

【申請受付期間】

令和5年12月1日（金）～令和6年2月15日（木）の消印有効

※郵送のみ受付します。直接持参した場合には受付できません。

※書類不備の場合は受付できません。

【候補者の選定】

貸与対象者区分および貸与金額を問わず、下記により貸与を決定します。

一次試験・・・書類審査および作文試験

二次試験・・・面接試験（一次試験合格者）面接試験は令和6年3月9日（土）・10日（日）に実施予定です。

※二次試験の対象者が少ない場合は、3月9日（土）のみの実施となることがあります。

【注意事項】

修学資金貸与の選考と、採用試験は別のものであり、別途、ご自身で「千葉市病院局看護職員採用試験」に応募・
受験し、合格する必要があります。なお、当該採用試験に不合格の場合には、修学資金の返還義務が生じますので
ご注意ください。

1 申請資格

次の（１）～（５）の要件をすべて満たす方に限ります。

- （１）申請時点で、看護師養成施設に在籍し、当該養成施設の正規の修業年限における最終学年の１学年前年の学年に在籍していること（代表的な対象学年の例は、１ページ目をご参照ください）。
- （２）養成施設卒業後、直ちに千葉市立病院に就職し、**看護師**として勤務する意思を有すること。
- （３）以下に掲げる病院局看護職員採用試験受験資格を満たすこと。
 - ① 卒業年度に実施する**看護師国家試験**において免許取得見込みの方
 - ② 採用予定日以後の最初の４月１日時点で年齢６１歳以下の方
 - ③ 次のいずれかに該当する方
 - ア 日本国籍を有する方
 - イ 出入国管理及び難民認定法による永住者
 - ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者
 - ④ 次のいずれにも該当しない方
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
 - イ 千葉市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない方
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
 - エ 平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている方（心身耗弱を原因とするもの以外）
- （４）学業成績が優秀で、かつ心身が健康であること。
- （５）千葉市立病院以外の病院などへの就職（勤務）を前提とした奨学金などを受けていない方、又は当該奨学金などの予約をしていない方。ただし、千葉県の修学資金貸与制度又は日本学生支援機構など、就職する病院を特定していないものとの併用は可能です。

2 連帯保証人

貸与を受けるには、下記の要件を満たす、**２人の連帯保証人**が必要となります。

- ① 一人の連帯保証人ともう一方の連帯保証人が別居していて、それぞれが生計を立てる収入や所得、資産を有していること。
- ② 貸与される予定総額相当分を返還できるだけの資力を有していること。
- ③ 個人市区町村民税を滞納していないこと。

3 貸与の方法

修学資金は、**４月分～９月分を４月末に、１０月分～翌年３月分を１０月末に**受取人口座へ入金します。

4 貸与開始までの手続き

（１）貸与申請 【※郵送以外の申請は認めません。】

下記の必要書類を千葉市病院局管理課まで、封筒の表に「**修学資金貸与申請書**在中」と朱書きし、**簡易書留**でご郵送ください。

- ① **千葉市立病院看護師等修学資金貸与（変更）申請書**（様式第１号）
- ② **履歴書**（様式第２号）
- ③ **作文**（様式第３号）（手書きで記載したもの）
- ④ **在学証明書**（令和５年４月１日以降に発行されたもの）
- ⑤ **成績証明書**（直近のもの。令和５年４月入学の方は最終卒業学校の成績証明書）

※１ 申請書類については、千葉市病院局管理課ホームページ（４ページに記載）から書式をダウンロードしてください。ダウンロードできない場合は千葉市病院局管理課までご連絡ください。

※２ ④及び⑤については、在学している学校が発行したものに限り。ただし、⑤について、令和５年４月入学の方は最終卒業学校のものをご用意ください。

※３ ⑤について、通知書、単位履修証明書を提出された場合は受付できません。

（２）候補者の選定（１ページ目をご参照ください。）

(3) 選定結果の通知

選定結果に関わらず、申請者全員に書面で結果を通知します。二次試験に合格し候補者に選定された方は次の書類をご郵送ください。提出期限までの期間が短いため、ご注意ください。

① 口座振込申請書 (様式第4号)

② 借用誓約書 (様式第5号)

また、上記書類に加え、**連帯保証人**について、以下の書類が必要となります。

③ 印鑑登録証明書

④ 市区町村民税納税証明書 (令和5年度の個人市区町村民税の納税状況がわかるもの)

⑤ 所得証明書 (令和4年所得分を確認できる、令和5年度のもの)

※1 ①、②は候補者に選定されたことを通知する際に同封します。

※2 ③～⑤の書類提出については、連帯保証人が海外在住のため揃えられない等の理由による省略はできません。また、④については、証明書発行日において、やむを得ず、未納額の記載が生じた場合は、同年度分の納税証明書を後日再提出していただくことがあります。

(4) 書類審査

前述(3)で提出された書類が条件を満たしているか審査します。

(5) 貸与の決定

5 修学資金貸与の一時保留

修学生^{※1}が次のいずれかに該当する場合には、修学資金の貸与を一時保留します。

- (1) 養成施設を休学した場合
- (2) 養成施設において停学の処分を受けた場合
- (3) 養成施設において1箇月以上長期欠席した場合
- (4) 提出すべき届、報告書などを提出しない場合

※1 修学生とは、修学資金の貸与を受けている期間中の方のことをいいます。

6 修学資金貸与の取り消し

修学生が次のいずれかに該当する場合には、修学資金の貸与を取り消します。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 養成施設を退学したとき。
- (3) 貸与を受けることを辞退したとき。

※2 借受人とは、修学資金の貸与を受け終わった方のことをいいます。

7 修学資金の返還免除

借受人^{※2}が次のいずれかに該当する場合には、貸与金の返還を全額又は一部免除します。

(1) 全額免除

- ① 養成施設を卒業後、千葉市立病院において、直ちに修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間(「貸与相当期間」と呼びます。)、看護師の業務に従事した場合
- ② 貸与相当期間が経過する前において、看護師の業務に従事した期間(「業務従事期間^{※3}」と呼びます。)中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったと認められる場合

※3 業務従事期間とは、看護師として千葉市立病院に勤務する期間のことをいいます。

(2) 全額又は一部免除

- ① 貸与相当期間に達しないうちに退職した場合
- ② 上記(1)の②の場合を除くほか、死亡、災害、病気その他やむを得ない理由により、貸与金の返還ができなくなったと認められる場合

返還免除額 = (市立病院業務従事月数 / 修学資金の貸与を受けた月数) × 貸与総額

8 業務従事期間の考え方

(1) 業務従事期間に含めないもの

①～⑧の事由が1箇月以上続く場合は、業務従事期間から控除します。

- ① 休職(業務に起因する休職を除く。) ② 停職 ③ 育児休業 ④ 自己啓発等休業
⑤ 配偶者同行休業 ⑥ 病気休暇 ⑦ 特別休暇のうち産前・産後休暇 ⑧ 介護休暇

(2) 育児短時間勤務職員については、業務従事期間に、それぞれの勤務時間・勤務日数に応じて換算比率を乗じたものを業務従事期間とします。

9 修学資金の返還猶予

借受人が次のいずれかに該当する場合には、貸与金の返還を猶予します。

- (1) 養成施設に在学している場合
- (2) 養成施設卒業後、千葉市立病院において、直ちに看護師の業務に従事している場合
- (3) 上記(1)及び(2)の場合を除くほか、災害、病気、その他やむを得ない理由により、貸与金の返還が困難になったと認められる場合

10 修学資金の返還

借受人が次のいずれかに該当する場合には、貸与金を月賦又は半年賦の均等払方式（ただし、繰上げ返還も可）により返還していただきます。

- (1) 貸与が取り消された場合（ただし、場合により返還の猶予や免除を受けることができます。）
- (2) 養成施設を卒業した日から1年1箇月以内に看護師の免許を取得しなかった場合
- (3) 養成施設を卒業した日から1年1箇月以内に看護師の免許を取得した後、直ちに千葉市立病院において看護師の業務に従事しなかった場合
- (4) 「7 修学資金の返還免除」に記載のある返還の免除を受ける前に、看護師の業務以外の理由により死亡した場合
- (5) 千葉市立病院における業務従事期間が、貸与相当期間（ただし、休学などにより貸与を受けなかった期間を除く。）に満たない場合

11 各種申請・届出の提出

次のいずれかに該当する場合には、それぞれ申請、届け出をしてください。

該当事由	提出書類 ※
(1) 連帯保証人を変更する場合	千葉市立病院看護師等修学資金貸与連帯保証人変更承認申請書（様式第8号）
(2) 貸与を受けることを辞退する場合 養成施設を退学・休学・停学・留年・長期欠席・復学・転学した場合	辞退等届（様式第10号）
(3) 修学生又は借受人が死亡した場合	修学生・借受人死亡届（様式第11号）
(4) 貸与が終了した場合	借用証書（様式第15号）
(5) 修学資金を返還しなければならなくなった場合	返還届（様式第16号）
(6) 修学資金返還の免除を受けたい場合	千葉市立病院看護師等修学資金返還免除申請書（様式第17号）
(7) 修学資金返還の猶予を受けたい場合	千葉市立病院看護師等修学資金返還猶予申請書（様式第19号）
(8) 修学資金返還に係る遅延損害金の減額又は免除を受けたい場合	千葉市立病院看護師等修学資金返還遅延損害金減免申請書（様式第21号）
(9) 修学生、借受人又は連帯保証人の氏名又は住所などに変更があった場合	氏名住所等変更届（様式第23号）

※提出書類に添付すべき書類がある場合には、各様式の欄外に記載がありますので、確認の上併せてご提出ください。

【申請書等のダウンロード 千葉市病院局管理課ホームページ】

<https://www.city.chiba.jp/byoin/kanri/kango-syogakushikin-bosyu.html>

※ダウンロードできない場合は下記にご連絡ください。

【修学資金貸与に関する各種書類の提出先・問い合わせ先】

千葉市病院局 管理課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港2-1 千葉中央コミュニティセンター10階

電話：043-245-5224 FAX：043-245-5257

Eメール：jinzai.HOB@city.chiba.lg.jp

